消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～送り付けを断ったら損害賠償請求!?～

【事例】

「以前申し込みのあった健康食品を送る」と自宅に電話が。「注文していない」と断ると、後日封書が届き「一方的にキャンセルされ、損害が発生した。期間内に3,000円支払わなければ法的手段に訴える」と書いてあった。

どうすればいいのか。

【ひとことアドバイス】

◇書類に「法的手段を取る」といった不安をあおるような脅し文句が書かれていても、注文した覚えのないものは支払わずに無視しましょう。お金を支払わないことが肝心です。

◇新しい手口として、健康食品に現金書留封筒や振込用紙を同封して、代金を請求するものもあります。

◇電話があってもきっぱり断り、注文していない商品が届いた時は受け取りを拒否しましょう。

◇業者の中には、暴言を吐いたり、脅迫的な態度を取ったりする者もいます。そういう場合は警察に相談しましょう。

相談はこちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

こんなとき、どうする？